

特定建設作業の許可申請等について

特定建設作業(下記規則別表第3)を行う場合、習志野市環境保全条例第15条の2第1項に基づき特定建設作業の許可を受けなければ着工することが出来ません。許可は申請書が受理されてから2週間程度要します。許可なく着工した場合は、当該建設作業の一時停止を命じることがあります。

※特定建設作業許可基準(施行規則第21条の4要約)

- 1 特定建設作業の騒音は、敷地境界線において70dBを超える大きさのものとないこと。
 - 2 特定建設作業の振動は、敷地境界線において73dBを超える大きさのものとないこと。
 - 3 特定建設作業は、午前8時から午後6時までとする。
 - 4 特定建設作業は、1日8時間を超えないこと。
 - 5 特定建設作業は、日曜、休日は、行わないこと。
 - 6 特定建設作業は、連続して6日を超えないこと。
- ※但し、習志野市環境保全条例施行規則第21条の5に該当する場合を除く。

【習志野市環境保全条例施行規則 別表第3に基づく特定建設作業】

- 1 くい打機(もんけんを除く。)くい抜機、もしくはくい打くい抜機(加圧式くい抜機を除く。)を使用する作業または穿孔機を使用するくい打機作業
- 2 びょう打機またはインパクトレンチを使用する作業
- 3 さく岩機又はコンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。)
- 4 ブルドーザー、パワーショベル、トラクターショベル、バックホー、その他これらに類する掘削機械を使用する作業
- 5 空気圧縮機(電動機以外の原動力を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 6 振動ローラ、タイヤローラ、ロードローラ、その他これらに類する締固め機械および振動プレート、振動ランマその他これらに類する、てん圧機を使用する作業
- 7 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練り容量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するために、コンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)またはコンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業
- 8 電動工具を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業
[打撃を伴う作業は、3(さく岩機)で申請 ※騒音規制法の届出も必要です]

- 9 動力、火薬もしくは鉄球を使用して建築物その他工作物を解体し、又は破壊する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限り、さく岩機、コンクリートカッター及び掘削機械を使用する作業を除く。)
[さく岩機、コンクリートカッター及び掘削機械は、3、4で申請]

- 10 浚渫工事に係る作業

- 11 ディーゼルエンジン(定格出力が7.5kw以上のものに限る。)を使用する作業
[発電機の場合、発電容量でなく、エンジン本体の出力]

【騒音規制法施行令 別表第2に基づく特定建設作業(抄)】

- 1 くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーを併用する作業を除く)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業(ハンドブレイカー等。)(注)
- 4 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。)をする作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)(注)
- 5 コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 バックホー(環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。)を使用する作業
- 7 トラクターショベル(環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。)を使用する作業
- 8 ブルドーザー(環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。)を使用する作業

【振動規制法施行令 別表第2に基づく特定建設作業(抄)】

- 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業(ハンマを落下させるもののみ)(注)
- 4 プレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(注)

(注)作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間最大距離が50mを超えない作業に限る。